

令和6年能登半島地震等からの復旧・復興、半島振興法の改正・延長及び防災・減災対策の推進を求める決議

令和6年能登半島地震から1年以上経過したが、昨年9月の記録的な大雨の影響も残る中、被災地では今なお多くの住民が避難生活を余儀なくされており、復旧・復興は依然として道半ばである。

また、東日本大震災の被災地では、復興の総仕上げの段階へと進みつつあるが、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については今なお課題が山積している。

一方、平成7年の阪神・淡路大震災から30年の節目に当たる本年は、例年以上に、国と地方が一丸となって防災・減災対策の機運を高め、国民の生命・財産を守るための取組を強化しなくてはならない。

こうした中、南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生が危惧されていることに加え、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、津波、火山噴火等の自然災害による甚大な被害が、全国各地で住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。

よって、国においては、令和6年能登半島地震等からの復旧・復興に向けた施策を強化するとともに、令和6年度末で期限を迎える半島振興法について、「半島防災」の観点も踏まえ改正・延長するよう、強く求める。

さらに、あらゆる自然災害を想定した防災・減災対策を総合的に推進するとともに、発災後における速やかな救助・救援体制の構築のため、新総合防災情報システムの利用率向上、防災デジタル技術の活用促進、緊急消防援助隊の強化、災害時における町村への情報受伝達体制の充実、自衛隊による空港での離発着の円滑化、災害ボランティア活動に対する支援の拡充等を図るよう、強く求める。

以上、決議する。

令和7年2月5日

全国町村議会議長会
第76回定期総会